（探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（探偵業の廃止等の届出） **第三条**　［１・２　略］ ３　届出事項に変更があった場合における法第四条第二項の内閣府令で定める書類は、前条第三項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係るものとする。 ［各号を削る。］	（探偵業の廃止等の届出） **第三条**　［１・２　同上］ ３　法第四条第二項の内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる届出書の区分に従い、それぞれ当該各号に定める書類とする。 一　営業を廃止した場合における届出書　法第四条第三項の規定により交付された書面 二　届出事項に変更があった場合における届出書　次に掲げる書類 イ　法第四条第三項の規定により交付された書面 ロ　第二条第三項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係るもの
［条を削る。］	（探偵業届出証明書の交付等） **第四条**　法第四条第三項に規定する書面（以下この条において「探偵業届出証明書」という。）の様式は、別記様式第四号のとおりとする。 ２　探偵業届出証明書の交付を受けた者は、当該探偵業届出証明書を亡失し、又は当該探偵業届出証明書が滅失したときは、速やかに別記様式第五号の探偵業届出証明書再交付申請書を当該公安委員会に提出し、探偵業届出証明書の再交付を受けなければならない。 ３　前項の規定により探偵業届出証明書の再交付を受けた者は、亡失した探偵業届出証明書を発見し、又は回復したときは、遅滞なく、発見し、又は回復した探偵業届出証明書を当該公安委員会に返納しなければならない。 ４　探偵業届出証明書の交付を受けた者が死亡したときは、その同居の親族又は法定代理人は、遅滞なく、探偵業届出証明書を当該公安委員会に返納しなければならない。
（名簿の記載事項等） **第四条**　［略］	（名簿の記載事項等） **第五条**　［同上］
（標識の様式） **第五条**　法第十二条第二項の内閣府令で定める様式は、別記様式第四号のとおりとする。	［条を加える。］
（標識の閲覧） **第六条**　法第十二条第二項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一　常時使用する従業者の数が五人以下である場合 二　当該探偵業者が管理するウェブサイトを有していない場合 ２　法第十二条第二項の規定による公衆の閲覧は、当該探偵業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	［条を加える。］